

○姫路市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則

平成25年3月27日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市道路附属物自転車等駐車場条例（平成25年姫路市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(駐車券)

第2条 条例第5条第1項に規定する駐車券は、条例第2条に規定する自転車等（以下「自転車等」という。）を条例第1条に規定する自転車等駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）に入場させた日（以下「入場日」という。）を証する証票をいう。

2 利用者（前項の駐車券の交付を受けた者をいい、条例第5条第2項の規定により駐車券の交付を受けたものとみなされた者を除く。以下この条において同じ。）は、自転車等を出場させる際に、駐車料金の納付と併せて当該自転車等の利用に係る駐車券を提出するものとする。

3 市長は、利用者が駐車券を亡失し、又は破損した場合において、当該利用者が駐車券紛失届に必要な事項を記入して市長に提出したときは、駐車券を再交付することができる。

(駐車券の交付を受けないで自転車等駐車場に自転車等を入場させた者から徴収する駐車料金)

第3条 条例第7条第4項の規定により納付する駐車料金は、入場日の確認ができるときは、当該入場日から自転車等を自転車等駐車場から出場させた日（以下「出場日」という。）までに係る同条第2項の規定により算定した額とし、入場日の確認ができないときは、自転車等を自転車等駐車場に入場させたと市長が認める日に入場したものとみなして、当該市長が認める日から出場日までに係る同条第2項の規定により算定した額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(定期利用証及び前払式駐車券に係る駐車料金を徴収する時)

第3条の2 条例第8条第1項ただし書に規定する規則で定める時は、次の各号に掲げる駐車料金の区分に応じ、当該各号に定める時とする。

- (1) 次条第1項に規定する定期利用券に係る駐車料金 発行の時
- (2) 次条第1項に規定する定期利用シールに係る駐車料金 申込又は発行の時
- (3) 前払式駐車券に係る駐車料金 発行の時

（定期利用証）

第4条 条例第9条第1項に規定する規則で定める定期利用証は、定期利用券及び定期利用シール（定期利用券が発行されない自転車等駐車場において、定期利用券の代わりに発行されるシールであって、定期利用を証するものをいう。第5項及び第7項において同じ。）とする。

2 条例第9条第1項に規定する定期利用証の交付を受けて自転車等駐車場を利用しようとする者（第4項及び第5項において「申請者」という。）は、市長に定期利用証購入申込書を提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、審査の上、定期利用の可否を決定するものとする。

4 市長は、前項の規定により自転車等駐車場（手柄山駐輪場を除く。第6項において同じ。）の定期利用を許可するときは、申請者に定期利用券を交付するものとする。

5 市長は、第3項の規定により自転車等駐車場（手柄山駐輪場に限る。）の定期利用を許可するときは、申請者に定期利用シールを交付するものとする。

6 定期利用券の交付を受けた者は、当該定期利用に係る自転車等を自転車等駐車場に入場させ、及び出場させる際に、当該定期利用券を提示するものとする。

7 定期利用シールの交付を受けた者は、定期利用シールを当該定期利用に係る自転車等の見やすいところに貼付するものとする。

8 定期利用証の交付を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、定期利用証購入申込書に記載した事項に変更を生じたときは、市長に定期利用証変更申請書を遅滞なく提出しなければならない。

9 定期利用者は、紛失、汚損その他の事情により定期利用証の再交付を受けようとするときは、市長に定期利用証再交付申請書を提出しなければならない。

10 定期利用者は、定期利用証を譲渡し、又は転貸してはならない。

（前払式駐車券）

第5条 条例第10条第1項に規定する前払式駐車券の種類、発行額及び販売単位は、別表のとおりとする。

（駐車料金の還付）

第6条 条例第11条ただし書の規定により駐車料金を還付することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 定期利用証の利用期間（以下「定期利用期間」という。）の最初の日（以下「利用

開始日」という。)の前日までに定期利用証の利用の取消しを申し出た場合 既納の定期料金の全額

(2) 定期利用期間が3月の定期利用証の利用の取消しを利用開始日から1月以内に申し出た場合 既納の定期料金から1月分の定期料金を控除した額

(3) 前号のほか、定期利用期間が3月の定期利用証の利用の取消しを利用開始日から2月以内に申し出た場合 既納の定期料金から1月分の定期料金に2を乗じて得た額を控除した額

(4) 条例第17条の規定による供用の休止により自転車等駐車場を利用することができない期間が生じた場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額
ア 定期利用期間1月の場合 1月の定期料金を30で除して得た額(10円未満の端数は切り捨て)に当該供用の休止により利用できなかった日数を乗じて得た額
イ 定期利用期間3月の場合 3月の定期料金を90で除して得た額(10円未満の端数は切り捨て)に当該供用の休止により利用できなかった日数を乗じて得た額

(5) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額

2 前項の規定により定期料金の還付を受けようとする者は、定期料金還付申請書を市長に提出するものとする。

3 第1項第1号から第3号までの規定により定期料金の還付を受けようとする者は、定期利用証を市長に返還しなければならない。

(駐車料金の減免)

第7条 条例第12条の規定により駐車料金を減額し、又は免除することができる場合は、次に定めるところによる。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条に規定する生活扶助を受けている者又はその者と同一の世帯に属する者が定期利用証による自転車等駐車場の利用(以下「定期利用」という。)をする場合

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者が定期利用をする場合

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が定期利用をする場合

(4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定による療育手帳の交付を受けている者が定期利用をする場合

(5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に在園し、又は在学する幼児、児童、生徒又は学生が通園し、又は通学するために定期利用をする場合

(6) その他市長が特別の理由があると認める場合

2 前項第1号から第5号までの規定は、御着駅前自転車置場には、適用しない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により定期利用に係る駐車料金の額を減額する場合における当該減額する金額は、次の各号に定める定期利用証の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 定期利用期間が1月の定期利用証 次に掲げる額

ア 姫路駅前中央地下駐輪場、姫路駅西地下駐輪場、大手前地下駐輪場、手柄山駐輪場（3階部分を除く。）及び手柄山第二駐輪場 200円

イ 手柄山駐輪場（3階部分に限る。） 100円

(2) 定期利用期間が3月の定期利用証 次に掲げる額

ア 姫路駅前中央地下駐輪場、姫路駅西地下駐輪場、手柄山駐輪場（3階部分を除く。）及び手柄山第二駐輪場 500円

イ 大手前地下駐輪場及び手柄山駐輪場（3階部分に限る。） 400円

4 第1項第6号に定める場合に減額する駐車料金は、市長が相当と認める額とする。

5 第1項第1号から第5号までの規定により、駐車料金の減額又は免除を受けようとする者は、当該各号に該当する事実を証する書類を提示して、駐車料金減免申請書を市長に提出するものとする。

（損傷等の届出）

第8条 利用者は、自転車等駐車場の施設その他附属設備若しくは他の自転車等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示を受けるものとする。

（事故に対する措置）

第9条 市長は、自転車等駐車場において事故が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、自転車等の移動その他必要な措置を講ずることができる。

（指定管理者による管理）

第10条 市長は、自転車等駐車場設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に自転車等駐車場の管理を行わせることができる。この場合において、第2条、第3条、第3条の2、第4条、第6条

第2項及び第3項、第7条第5項、第8条並びに前条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の申請)

第11条 条例第19条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書により行わなければならない。

2 条例第19条第1項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 管理業務の計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者との協定の締結)

第12条 指定管理者は、次に掲げる事項について、市長と協定を締結するものとする。

- (1) 指定管理者が行う管理業務の範囲
- (2) 指定管理者が行う管理業務の実施に関する事項
- (3) 管理に要する費用に関する事項
- (4) 事業報告に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自転車等駐車場の管理に関し必要な事項

(事業報告書)

第13条 条例第23条の規定による事業報告書は、毎年度終了後45日以内に次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 自転車等駐車場の利用状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、自転車等駐車場の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日規則第 28 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 24 日規則第 27 号）

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第 8 条第 3 項の規定は、平成 27 年 4 月 1 日以後に利用を開始する定期利用券について適用し、同日前に利用を開始する定期利用券については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 6 月 24 日規則第 47 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （準備行為）
- 2 条例第 22 条第 1 項の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、条例第 20 条から第 23 条までの規定の例により行うことができる。

附 則（平成 29 年 12 月 19 日規則第 59 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 29 日規則第 19 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条を削る改正規定、第 7 条第 1 項の改正規定、同条を第 6 条とする改正規定、第 8 条第 1 項の改正規定、同条を第 7 条とする改正規定、第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とする改正規定、第 11 条の改正規定（「。以下「法」という。」を削り、「第 7 条、第 8 条第 5 項、第 9 条及び第 10 条」を「第 6 条、第 7 条第 5 項、第 8 条及び前条」に改める部分に限る。）、第 11 条を第 10 条とする改正規定、第 12 条の改正規定、同条を第 11 条とする改正規定及び第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 8 日規則第 7 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の第 7 条第 1 項第 5 号の規定は、この規則の施行の日以後に利用を開始する定期利用券について適用し、同日前に利用を開始する定期利用券について

は、なお従前の例による。

附 則（令和6年10月8日規則第56号）

この規則は、姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和6年姫路市条例第54号）の施行の日から施行する。

附 則（令和8年2月27日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年3月14日から施行する。ただし、第10条の改正規定（「第3条」の次に「、第3条の2」を加える部分を除く。）は公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 姫路市道路附属物自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（令和7年姫路市条例第82号）附則第3項の規定による準備行為を行うために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、この規則による改正後の姫路市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の規定の例により行うことができる。

別表（第5条関係）

種類	販売単位	発行額
100円券	22枚	2,000円
	45枚	4,000円
2,200円券	1枚	2,000円
4,500円券	1枚	4,000円